

日本維新の会の辻信行でございます。

第 23 回定例会におきまして、質問の機会をいただきありがとうございます。

先輩同僚の皆様におかれましては、しばらくの間ご清聴のほど、よろしくお願いいたします。

早速ですが、質問に入らせていただきます。

まずは、孤独・孤立対策について伺います。

第 211 回通常国会において、「孤独・孤立対策推進法」が成立しました。この法律は、国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制等について定めています。

社会構造の変化 単身世帯の増加・働き方の多様化・インターネットの普及などにより、家族や地域、社会などにおける人とのつながりが薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況です。

けんぞんか

加えて、コロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しました。

今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されます。

ないぞん

このため、社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を実施するべく、令和3年2月より孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、これまで対策を推進し。孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会・相互に支えあい、人と人とのつながりが生まれる社会を目指します。

基本理念は、

- ・ 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ・ 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等(当事者等)の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ・ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

国等の責務等は、

- ・ 孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

基本的施策は、

- ・ 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・ 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・ 相談支援(当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援)の推進
- ・ 関係者(国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等)の連携・協働の促進

- ・ 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・ 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・ 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

推進体制は、

- ・ 内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部(重点計画の作成等)を置く。
- ・ 地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う、孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・ 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

とあります。

孤独・孤立支援は、各分野に限らずいろんな人達に協力していただいて成り立ちます。

本市でも、危機管理安全局や消防局・各地域課が、高齢単身世帯の把握に努めていただいています。

また、こども青少年局・福祉局や保健局(ゲートキーパー養成研修)等で、悩んでいる人に寄り添い、関りを通して孤独・孤立を防ぎ、支援につなげている取り組みをしています。

お伺いします。

孤独・孤立対策には、国と県との連携・協力が必要だと思いますが、本市のお考えをお聞かせください。

本市の孤独・孤立の実態の把握は、各分野の違いや高齢者層と若年層に対する対応の違いがあり、難しいと思います。

お伺いします。

実態の把握は、今後必要だと思います、どのように取り組んで行くのか、本市のお考えをお聞かせください。

また、孤独・孤立対策地域協議会を置くように努めるとありますが、本市のお考えをお聞かせください。

孤独・孤立対策について、市民の皆様にご知っていただくための広報や啓発活動を、どう考えているかお聞かせください。

次に、**たばこ対策推進事業**について伺います。

今期定例会には、不特定多数の市民等が多く集まる駅周辺の路上喫煙禁止区域内において、望まない受動喫煙と、身体や財産への被害の防止策を強化するため、禁止区域内で条例に違反して喫煙する者を現認すれば、その場で過料処分を行うなどの改正条例案が提案されており、今後審査・審議されていきますので、ここでは改正内容でなく基本的な現状確認について質問させていただきます。

本市には、13の駅があり喫煙所のある駅は、JR 塚口・JR 尼崎・JR 立花・阪神出屋敷・阪神尼崎の5駅(6喫煙所)です。

4月に総務省自治税務局長から市長あてに、地方たばこ税の安定的な確保と望まない受動喫煙対策の推進のための分煙施設の整備促進についてが送付されています。一部内容を紹介させていただきます。

たいこう

令和6年度税制改正大綱において、「望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、駅前・商店街・公園などの場所における屋外分煙施設等の整備について、地方公共団体がその重要性を認識し、地方たばこ税の活用を含め、民間事業者への助成制度の創設

その他の必要な予算措置を講ずるなど積極的に取り組むよう、各地方公共団体の整備方針や実施状況等の把握を行いつつ、より一層促すこととする」と記載されたところです。つきましては、地方たばこ税の活用も含め、分煙施設の整備を積極的に進めていただくようお願いいたします。とのことです。

人が集まる駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定するのは良い事です。また、喫煙所の設置をせずに先行して路上喫煙禁止区域を指定するのもかまいません。

お伺いします。

今後、駅前の路上喫煙禁止区域に喫煙所を設置する予定はありますか。本市のお考えをお聞かせください。

また、現在飲食店等のほとんどの店舗では、店舗内では禁煙です。喫煙者は、店舗の玄関付近に灰皿を置いてお客様が喫煙していますが、路上喫煙禁止区域内の店舗への対応をお聞かせください。

大阪市では、車、路上喫煙禁止区域から一筋離れた場所での喫煙者が増えてたばこのポイ捨てやごみ等の問題もあると聞いていますが、この問題について本市の考えをお聞かせください。

最後に、避暑シェルター(クーリングシェルター)についてお伺いします。

今年の 6 月～8 月、3カ月間の平均気温は過去最高で、猛暑が続きましたが、幸いにも熱中症特別警戒情報の発表には至りませんでした。熱中症特別警戒情報の発表時には、公共施設 25 か所がクーリングシェルターとして開設されると聞いておりますが、市民の皆様は、クーリングシェルターのことを知らない方が多すぎると思います。

お伺いします。

どのような広報や啓発活動を行ったのかお聞かせください。

来年も、猛暑が続くと思われますが、事前にクーリングシェルターの広報をして、玄関にのぼり旗を立ててもっと認知度を上げていただきたいと思いますと思いますが、お考えをお聞かせください。

また、クーリングシェルターと給水スポットとの連携についてもお聞かせください。

クーリングシェルターに協力していただける民間施設も募集するとのことでしたが、進捗状況をお聞かせください。

これで、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。